

京都市告示第 239 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成26年7月22日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	岩倉水9016号	左京区岩倉幡枝町2165番地地先 同町2163番地地先	
2	岩倉水9017号	左京区岩倉幡枝町2188番地地先 同町2186番地地先	
3	岩倉水9018号	左京区岩倉幡枝町2211番地地先 同町2208番地地先	
4	岩倉水9019号	左京区岩倉幡枝町391番地の1地先 同町2653番地地先	
5	岩倉水9020号	左京区岩倉幡枝町2828番地地先 同上	
6	岩倉水9021号	左京区岩倉幡枝町654番地の5地先 同町2753番地地先	
7	岩倉水0352号	左京区岩倉中町34番地地先 同上	

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終	点 点
1	岩倉水0052号	左京区岩倉長谷町650番地の101地先 同町650番地の102地先	

(建設局土木管理部道路明示課)